

紀の水



和歌山市管工事業協同組合



真田庵／伊都郡九度山町

URL <http://www.w-kankoji.com>
E-mail:wakayama@w-kankoji.com

真田庵

真田庵は正しくは、善名称院(ぜんみょうしょういん)といい、戦国時代最後の武将、真田昌幸・幸村父子隠棲の屋敷跡として県の史跡に指定されています。六文銭の紋が刻まれた門をくぐると、八つ棟造りの重厚な三層城閣風の本堂が建ち、軒の瓦には菊花の紋章が入っています。本尊は地蔵菩薩で、境内には開山堂(大安上人の廟)、土砂堂、宝物資料館、真田昌幸の墓、それに与謝蕪村の句碑があります。真田祭開催時期(4月から5月)にかけて九度山町の町花であるぼたんの花が咲き誇ります。

－ 目次 －

「平成28年度税制改正と 中小企業への影響」	1
役員会報告	9
組合の動き	9
雑学の泉	10
会社訪問	11
趣味のコーナー	12
編集後記	13

特集**「平成28年度税制改正と
中小企業への影響」**

税理士法人 タックス関西 和歌山事務所
所長税理士 淡 路 満

**(改正趣旨)**

現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策、教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置を講じる。

「平成27年12月24日閣議決定」

Chapter 1**個人所得課税****(1) 三世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例（案）**

自己の有する家屋に三世代同居対応改修工事を行い、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供したときは、次のいずれかの特例を適用することが出来る制度を導入。

【対象工事】 1、キッチン 2、浴室 3、トイレ 4、玄関

- 【対象工事要件】 ①上記1から4までのうち、いずれかを増設すること
 ②改修後、上記1から4までのうち2つ以上が複数となること
 ③対象工事の費用が50万円超であること

**① ローン控除の特例**

三世代同居対応改修工事を含む増改築工事に係る住宅ローン（償還期間5年以上）の年末残高1,000万円以下の部分について、一定の割合を乗じた額を5年間の各年において所得税額から控除

$$\text{控除額} = \text{ローン残高} \times \text{控除率}$$

	ローン残高	期間	控除率
①増改築工事全体	～1,000万円	5年	1.0%
②うち三世代同居対応改修工事	～250万円	5年	2.0%

※①は上限7.5万円、②は上限5万円で毎年合計12.5万円を上限

②は税額控除の特例

三世代同居対応改修工事の標準的な費用の額の10%相当額（限度額25万円）をその年分の所得税額から控除

平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住した場合に適用

(2) 空き屋に係る譲渡所得の特別控除の特例

空き屋の発生を抑制し、地域住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、その家屋（その敷地を含みます。又、その家屋に耐震性がない場合はリフォームしたものに限ります。）又は除却後の土地の譲渡（相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡に限ります。）をした場合には、その家屋又は除却後の土地の譲渡益から3,000万円を控除することができる制度を導入する。

※①相続した家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋（マンション等を除く）であって相続発生時に被相続人以外に居住者がいなかったこと。

③譲渡をした家屋又は土地は、相続時から譲渡時点まで居住、貸付、事業の用に供されていたことがないこと。

③譲渡価額が1億円を超えないこと。



(3) 医療費控除の特例としてスイッチOTC薬控除の創設

適切な健康管理の下で医療用薬品からの代替を進める観点から、①特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、②予防接種、③定期健康診断（事業主健診）④健康診査、⑤がん健診のいずれかを受けている者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間にいわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合には、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1.2万円を超える額を所得控除できる制度が創設されます。

※本特例の適用を受ける場合には医療費控除の適用を受けることができず、医療費控除の適用を受ける場合には本特例の適用を受けることができません。

(4) 通勤手当の非課税限度額の引き上げ

地方から大都市圏への通勤など近年の通勤手当の実態等を踏まえ、通勤手当の非課税最高限度額が月額15万円（現行10万円）に引き上げられます。

※平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。

(5) 個人の寄附税制の包括的な見直し

(1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除制度の導入

意欲と能力のある者が希望する教育を受けられるようにする観点から、国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入します。

(2) 公益法人等への個人寄附に係る税額控除制度の拡充

公益活動を促進する観点から、一定の公益性が担保され、個人寄附に係る税額控除が認められている法人について、税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和します。

(現行の税額控除対象法人の要件)

- ①3,000円以上の寄附者が年100人以上いること（絶対値要件）
- ②寄附金が法人収入の5分1以上であること（相対値要件）



(改正案)

①の絶対値要件につき、公益目的事業費用等1億円を基準としてこれを下回る公益目的事業費用等の公益法人等については、寄附者数の要件を次のとおり緩和。

$$\text{絶対値要件の寄付者数} = 100 \text{人} \times (\text{公益目的事業費用等} / 1 \text{億})$$

(最低10人)

(3) 寄附金受領者の事務コスト等の軽減措置

寄附金受領者の事務コスト等を軽減するため、寄附金控除の適用を受ける際に領収書について、書面での交付に代えて、電子メール等による電子データの送付も可能とします。

Chapter 2**贈与税その他****(1) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度の拡充**

直系尊属（父母、祖父母等）から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合、受贈者1人につき1,000万円（結婚費用は300万円）まで贈与税が非課税となる制度について、その対象となる不妊治療の費用に薬局に支払われるもの（処方箋に基づいて処方されるものに限る）が追加となるなど、非課税対象が拡充されます。

(2) 自動車取得税の廃止

自動車取得税について、消費税が10%への引上げ時である平成29年4月に廃止します。平成28年度に適用される自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽減措置）は見直しのうえ、延長されます。

Chapter 3**法人課税**

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した改革を更に推進し、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革する。

(1) 税率の引き下げ（案）

「法人税率を、平成28年度には23.4%に、平成30年度には23.2%に引き下げる

	従前	平成27年度 (改革初年度)	平成28年度	平成30年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割（注）	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実行税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

（注）大法人の場合、平成28年度までは地方法人特別税を含む

(2) 課税ベースの拡大等**1、租税特別措置法の見直し**

生産性向上設備投資促進税制について、期限どおり平成28年度に縮減、平成29年度に廃止する。

	現 行	平成28年度	平成29年度
機械装置	即時償却又は5%税額控除	即時償却又は5%税額控除	廃止
建物・構築物	即時償却又は5%税額控除	即時償却又は5%税額控除	廃止

※それぞれ、4月1日以後に取得等する資産について適用されます。

2. 減価償却の見直し

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法について定額法に一本化する。

	現 行	平成28年度改正
建物	定額法	定額法
建物附属設備、構築物	定額法又は定率法	定額法
機械装置、器具備品等	定額法又は定率法	定額法又は定率法

※平成28年4月1日以後取得する資産について適用される。

その他の措置

(1) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方公共団体が行う地方創生事業を国が認定する枠組み（地域再生法の改正）の下で、認定事業に対する寄附金額の一部を税額控除する制度の導入

※地方交付税の不交付団体であって、東京圏、近畿圏中心部、中部圏中心部にある団体は上記枠組みの対象となりません。

※主たる事務所の立地団体に対する寄附は対象となりません。

現行の損金算入措置（約3割の負担軽減）に加えて

- ① 法人事業税：寄附金額×10%の税額控除（税額の20%（平成29年度以降は15%）を上限）
- ② 法人住民税：寄附金額×20%の税額控除（税額の20%を上限）
- ③ 法人税：②で控除しきれなかった金額と寄附金額×10%とのうちいずれか少ない金額の税額控除（税額の5%を上限）

所得が 大きい法人	法人税 事業税	事業税 (10%)	住民税 (20%税額控除)	(法人の自己負担)
--------------	------------	--------------	------------------	-----------

所得が 小さい法人	法人税 事業税	事業税 (10%)	住民税 (上限)	法人税	(法人の自己負担)
← 損金算入による 負担軽減(約3割) →		← 新たな税額控除 →			

Chapter 4

消費課税

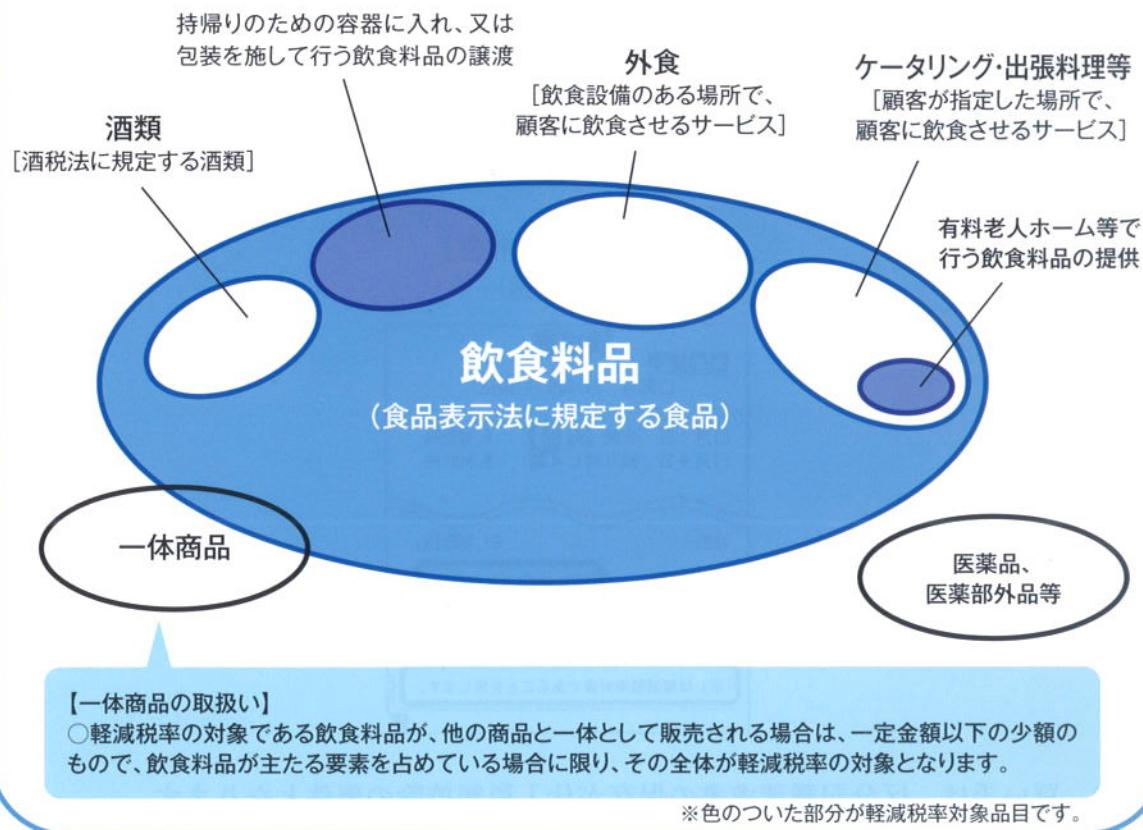
軽減税率制度の創設

(1) 軽減税率制度の概要

消費税率引き上げに伴い、低所得者に配慮する観点から

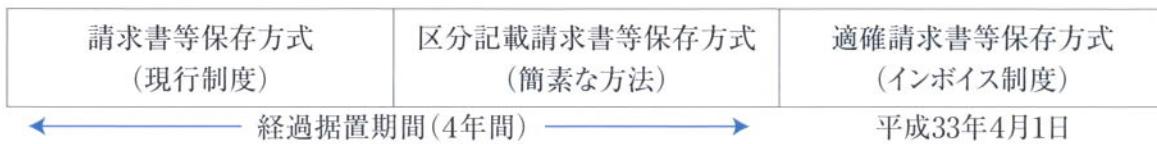
- 1、平成29年4月1日より「酒類、外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞の定期購読料」を対象に消費税の軽減税率を導入する。
※輸入時に課される「酒類を除く飲食料品」の消費税についても軽減税率の対象となる。
- 2、軽減税率対象品目の税率は8%とする。(標準税率は10%)

対象品目(酒類・外食を除く飲食料品)のイメージ



複数税率制度の下で適正な課税を確保する観点から

- 1、平成33年4月より適確な請求書保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を導入する。
- 2、平成29年4月から4年間は事業者の準備等の執行可能性に配慮し、簡素な方法（区分記載請求書等保存方式及び税額計算の特例）を導入する。



(2) 税額計算の方法

- ① 区分記載請求書等保存方式 平成29年4月から平成33年3月まで
現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。

(3) 請求書等

- 1、売り手が発行する請求書等の記載事項

現行の記載事項に

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み）が追加される。

「区分記載請求書」

(イメージ図)



- ③ 買い手は、区分記載請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。

(4) 納付税額の計算方法

- 1、現行と同様、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて売上げ（仕入れ）に係る消費税額を計算する「割り戻し計算」を維持します。

Chapter5**軽減税率対策補助金**

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業、小規模事業者の方々が、複数税率対応レジや、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

A型 複数税率レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

基本的には、補助率2/3ですが、レジ一台あたり20万円が上限です。複数台数申請等については1事業者200万円を上限とします。

B型 受発注システムの改修等支援

1、電子的受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修、入替を行う場合に使える補助金です。

2、小売事業者等の発注システムの場合の補助金上限額は1,000万円、卸売事業者等の受注システムの場合の補助金上限額は150万円で、両方の改修、入替が必要な場合の上限は1,000万円となります。

補助率は、改修、入替に係る費用の2/3です。

（現在は申請いただけません。）

※申請受付開始日、申請書の様式については追って中小企業庁ホームページで公表します



役員会 報告 — ダイジェスト版 —

1月度 定例役員会

- 1. 開催日時 平成28年1月12日(火) 午後5時より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事9名、監事2名
- 1. 出席役員 理事8名、監事2名

議事の大要は次のとおり

第1号議案 マイナンバー制度に係る「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針等（組合用）」について
議長の命により事務局長から、

- ① 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針
- ② 特定個人情報の取扱いに関する内規
- ③ 前記①、②に伴う就業規則の整備について詳細に提案説明があり、審議の上、可・否を求めるところ全員賛成にて可決。

第2号議案 パソコンの買替え（事業部）について

議長の命により事務局長から、12月に事業部のパソコンに不具合が発生し、修理不能となった為、緊急を要することから、別紙見積書により購入した旨報告。事後承認であるが承認を求めるところ全員異議なく了承した。

報告議題

事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

- 1. 平成28年度 水道関係予算について
- 2. 公共工事の発注調整について（和歌山県）
- 3. 平成28年度 配水管工技能講習会の開催について
- 4. 平成27年度 和歌山市における排水設備等指定工事店と責任技術者の登録更新及び新規登録申請について



平成28年度 安全祈願祭



新年を迎え、1月6日(水)午後1時より、組合恒例の安全祈願祭が刺田比古神社に於いて執り行われました。この安全祈願祭は今年で17回目になり、役員・組合事業参加組合員・組合職員の9名が参拝しました。

今年も神主からおごそかにご祈祷していただき、組合員企業と組合事業の繁栄と工事の安全を、一同心を新たにして祈願しました。



梅雨の雑学

楽しいゴールデンウィークが終わると、楽しい楽しい夏休みまでの間に、第5の季節とも言われる梅雨がやってきます。そこで、今回は、梅雨（雨）の雑学です。

まずは、雨模様というとどんな天気の事だと思いますか。雨が降っていることなのか、これから降ってきそうな天気のことと言うのかどちらでしょうか？

雨模様という言葉は、今にも雨が降り出しそうだという意味なので、まだ降っていない状態、これから降りそうだという事です。

梅雨の雨量は1年の何分の一

梅雨の間に降る雨の量は、1年間に降る雨の量に対してどのくらいになると思いますか。

梅雨の期間は毎年違うので、6月と7月の降雨量と年間降雨量を比べると、福岡で33%、大阪で27%、東京が22%、青森が15%となっています。

台風が来るか、来ないかによっても違つてきますが、西に行くほど割合が高く、梅雨の間にたくさんの雨が降っているという事になります。

雨粒は上がとがっていて、下がまるい涙のような形をしていると思っている人が多いと思いますが、実は、小さい粒は、球状で、大きい粒は、落ちてくるときに空気の抵抗

で、平らに潰れた饅頭型になるそうです。

涙滴型のイメージは、木の葉の先などから雨が落ちるときや、窓ガラスを伝う水滴が涙型をしているところからきています。

雨が降ってきたら歩くのと走るのでは、どっちの方がぬれなくてすむでしょうか。

アメリカの気象学者のトマス・ピーターソンとトレバー・ウォリスという2人が走る方が濡れないことを証明したそうです。

歩く速さを秒速1.5m、走る速さを秒速4mとし、100メートル移動する場合、小雨の中では、歩いた時は走った時より16%多く濡れ、激しい雨では23%多く濡れるそうです。

確かに、雨の中を駐車場から会社まで、速く走った方が濡れないような気がします。できるだけ雨にあたる面積を小さくし、つまり、背中を丸めてできるだけ早く走る方が濡れないという事です。

ただ、雨の中、全速力で走るのは危険ですので、注意をしてください。



会社訪問



おじやマンII号の
儲かりまっか!
冬ババ換



前社長 前田博一さんと新社長 前田譲紀さん

前田設備

会社概要

代 表	前田 譲 紀 (昭和53年3月25日生 38歳 A型)
創 立	実父前田博一氏（71歳）が設立
所 在 地	和歌山市朝日945-12
工事概要	一般住宅給排水衛生設備工事（パナホーム等）和歌山市・海南市・有田市
資 格 等	2級管工事施工管理技士・浄化槽設備士・給水装置工事主任技術者
家 族	妻・長男（中2、14歳）・長女（6歳）
趣 味	スノーボード・野球

おじやマンII号『儲かりまっか!会社訪問』—新社長シリーズ—は、冬場はスノーボード、夏場は野球にと超家族思いの『前田設備 前田譲紀社長』を紹介いたします。

おじやマンII号：前田社長、冬はスノーボードに夏場は野球にと結構スポーツ家なんですねー。

前田新社長：結構スポーツ家じゃなくて半分スポーツ家なんです。スノボーは20歳の頃から始めて年に10回以上は岐阜県のスキー場を主に行ってます、男友人3~4人で行く時と友人家族（職人さんの森君家族・子供が同じ年）と一緒に行ったりしてます。



ウイングヒルズ白鳥リゾート

今では日本ランキング…冗談です。土日を避けて平日に行く時もあります、夜に出発して朝から丸一日滑って朝帰り、それから仕事へと結構ハードスケジュールで頑張ってます。それから野球の方は僕じゃなくて長男が硬式



野球（和歌山シニア）やってます、僕と妻は練習の送り迎えと試合の応援で頑張ってます。息子の練習終了時間に合わせて迎えに行かなあかんので仕事もゆっくりできません。（週の内4日）

おじやマンII号：冬場はお父ちゃん、夏場は息子さんを中心に家族が結束してるんですね。

そらそうと、あの山の上に立派なグラウンド（名門〇〇学園）あるみたいですがそこだったら送り迎え、せわの一てええのに？

前田新社長：そーなんやけど、どっさり練習せな、いかれへんやろなー。ちょっと夢かな。

おじやマンII号：そーゆわんと、しっかり儲けて息子さんの夢（めざせ甲子園?）のために頑張ってや!

職人森君：おじやマン、社長頑張ってるで、儲かってるかは知らんけど、たんぼ埋めてバッティング練習場こしらえてるんやで、『ほれ!あそこ、見てん!』





Ponちゃんの
趣味の
コーナー

新シリーズ『Pon愛之助の解明!現地検査』
『わしら、肉食系おやじの秘旅!
in 広川町』を検査せよ!

そらそうと、草食系理事さんが増える中、やっぱ二人の親爺はライオンだった。新シリーズ第1弾は小向理事長と濱本局長の『肉食系おやじ、アウトドアを極める in 広川町』を検査しちゃいます。ニュースキャスターには国際派・経歴不明のショーン理事、アシスタントには女子力アップに挑むA乙女、私意外と肉食系かも?のNアナに解明!『歴史検査』ちゃうわ、解明!『現地検査』に行ってもらいました。

ショーン理事：小向理事長、お招きいただきありがとうございます、聞くところでは、一人でもよく来られるそうですね？

小向理事長：高速道路を使うと一時間もかかるので、ちょっと気が向いたら来れるんでバイクで來ることもある。中古で購入したんで水回りから内装までリフォーム工事に凝ってしまった、結構よーなったやろ、ちなみに水道工事は自分で全部したんやで、ホームセンターへもだいぶん通ったんやで、ここらへんちょっとまがってるけどな、配管技能士合格するかな？



in 白崎海岸



左：小向理事長 右：濱本局長



ログハウス前にて

それに友達にも凝り性が多いんで手作りの薪ストーブやら肉の燻製器、中には鉄製のフライパンまで作ってくれた。そんなこっちゃややかい、ここに泊まってゆつくりリフォームの事考えんのも楽しいで。理事会中もリフォームの事で頭の中がいっぱいいや！

ショーン理事：えっ！ そうなんですか？

小向理事長：冗談！ 冗談！ そやけど濱本局長もアウトドアを極めた人やから理事会の議案（第1号議案・アウトドア工事について？）になったら、あーじゃこーじゃで議論が紛糾して永遠に会議終わらんやろなー、そんな時は理事の皆さんでここのログハウスで合宿やな、局長と二人で『達人の極み』伝授するで。

ショーン理事：ちょっと厳しそーな感じ、僕たち草食系ですからお手柔らかにお願いします。

小向理事長：そんな、よわっちー事ゆうてたらあかん！ステーキ焼いちゃるさかい、肉食系理事になつて組合、頼んどくで！ ただし調子に乗って食べ過ぎて糖尿病になつたらあかんで！

ショーン理事：すんません、もうなつてます。

それじゃ、『わしら、肉食系おやじの秘旅! in 広川町』現地調査を解明しましょう。





編集後記



「熊本地震」の報が入ってきました。

14日夜以降、熊本・大分両県で起きた震度1以上の地震は、19日現在計640回を上まわったとか。平成24年2月開催の事務局研修会で交流を深めた、山鹿市、天草市の管工事業協同組合の事務局職員の方の顔が、一瞬過ぎました。ご無事をお祈りしています。南海トラフの不安をかかる和歌山、とても他人事には思えません。被災地の方々には心からお見舞い申し上げます。



今年の桜前線は、南国和歌山よりも東京の方が早かったようです。和歌山城の桜は五分咲きで、これからと云う時に暴風雨に見舞われ、満開の桜を見ることなく終わってしまいました。「サクラサク」、「サクラチル」と云えば、現在のように電話やメールが普及していなかった時代、所謂大学生の私設のアルバイト電報屋が、短い文字で合否を伝えるために使われていたようです。遠い地方の受験生、合否を知るために、時間と経費をかけずにすむことから、結構重宝がっていたとか。現在ではネットでも合否がわかりますから、電報は無くなつたようですが。



真田幸村と戦国わかやまを偲んで、九度山町を訪ねました。関ヶ原の戦いに敗れた真田父子は、高野山へ蟄居を命じられた。その後許しを受けて、高野山から麓の九度山に移り、来たる戦いに備え

たと云われています。幸村が父・昌幸とともに蟄居した庵跡に建つ「真田庵」には、瓦や門、絵馬など至る所に真田氏の旗印である六文銭があしらわれ、さらに昌幸の墓や真田宝物資料館などが觀られます。九度山で幸村を知り、その心に触れる「九度山・真田ミュージアム」もオープンされており、ファン必見。



この際、戦国ゆかりの地を訪ねて、戦国最後の合戦「大坂の陣」の舞台であり幸村の名を全国に轟かせた戦場「大坂城」、真田三代のルーツを辿る信濃国（長野県）、信州上田は真田発祥の地。上田市では、「上田城」をはじめ、「真田氏館跡」「信州上田真田丸大河ドラマ館」など、ぜひ訪ねてみたいものです。



『いざ出陣!戦国わかやまスタンプラリー』が～平成29年1月9日(月)まで実施されています。和歌山紀北エリアの戦国ゆかりの地や観光施設を4つのコースに分けてスタンプを集めます。1コース制覇で応募権1口獲得となり、制覇した数だけ賞品応募のチャンスが増えます。又ボーナスチャンスもあるようです。地元でも案外訪れたことのない方もおられるようですので、ぜひこの際訪れてみてはいかがですか。

(編集委員 H生)

■組合だより 紀の水

●発行



和歌山市管工事業協同組合

理事長 小向俊和

●編集

紀の水編集委員会

〒640-8251 和歌山市南中間町12

TEL(073)436-6801

FAX(073)436-6804

URL <http://www.w-kankoji.com>

E-mail:wakayama@w-kankoji.com